

小型機船底びき網漁業許認可方針（瀬戸内海海区）

令和6年12月6日改正

本県瀬戸内海海区における小型機船底びき網漁業（第1種共同漁業若しくは区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づくもの、及び神戸市東部を操業区域とする手繰第3種漁業石こぎ網漁業を除く。）の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（使用船舶）

第1 小型機船底びき網漁業に使用する船舶は総トン数4.99トン以下、馬力数48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下のものでなければならない。ただし、現に当該漁業の許可を受けているものについては、当該規定は適用しない。

（漁業種類、操業区域、漁業時期）

第2 各地区の漁業種類、操業区域並びに漁業時期は、原則として別表各欄の範囲内とする。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、別表の操業区域欄にある「共同漁業権の区域を除く」規定を削除し、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（操業区域の除外区域）

第3 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の漁業種類について、右欄に掲げる区域は、それぞれ操業区域から除外する。

漁業種類	除外区域
播磨灘における手繰第3種漁業	(1) 東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域 (2) 淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面
播磨灘における板びき網漁業	(1) 赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域 (2) 上欄の(2)と同じ区域
大阪湾における手繰第3種漁業	(1) 淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）と大阪府堺市堺泉北港堺信号所北端（北緯34度35分22秒、東経135度25分36秒）を結んだ線以北の兵庫県海面 (2) 神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域 (3) 淡路市摩耶山頂と和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域
明石市地区における別表の地区欄4の地区の小型機船底びき網漁業	神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域
由良地区の小型機船底びき網漁業	南あわじ市諭鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面
手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業を除く神戸市東部地区	神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標跡（北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒）まで引いた線、同灯浮標跡から旧第4防波堤南端跡（北緯34度41分7秒、東経135度13分29秒）まで引いた線、旧第4防波堤南端跡から第4防波堤南端（北緯34度41分21秒、東経135度13分27秒）まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端（北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒）から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）
手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業を除く神戸市地区	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

【全ての漁業種類に付する条件】

(1) 次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業区域に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 1の地区	神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線、並びに和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(同第6防波堤、同第6防波堤東端と同第7防波堤西端を結ぶ線及び同第7防波堤以北の海域は除く)においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
別表の地区欄 2の地区	兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
別表の地区欄 7から11までの地区	次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面)においては、操業してはならない。 ア たつの市地ノ唐荷島頂上 イ 赤穂市取揚島頂上 ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点 エ 岡山県備前市鹿久居島東端 オ 岡山県備前市大多府島南端 カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点 キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
別表の地区欄 12の地区	次のアとウとを結んだ直線とイ、カ、キ、ク、及びオを順次結んだ4直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「由良瀬戸禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面)においては、操業してはならない。 ア 洲本市成ヶ島北端 イ 洲本市生石鼻突端 ウ 大阪府阪南市男里川河口左岸 エ 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点 オ 和歌山県海南市荒崎突端 カ イとオとを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点 キ イから86度の線とエとカを結んだ直線との交差点 ク キから174度の線とイとオとを結んだ直線との交差点
別表の地区欄 14から16までの地区	最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。

地区	条件
別表の地区欄 18から20までの 地区	次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「鳴門海峡禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。 ア 南あわじ市丸山崎西端 イ 南あわじ市釣島鼻突端 ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端 エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
別表の地区欄 21から22までの 地区	鳴門海峡禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
別表の地区欄 23の南淡地区	鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
別表の地区欄 23の沼島地区	鳴門海峡禁止海面及び由良瀬戸禁止海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
別表の地区欄 上欄以外の地区	最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

(2) 次表の左欄の地区においては、それぞれ右欄に掲げる漁具に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 4から6までの地区	(1) 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 (2) 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
別表の地区欄 8から12まで及び17から 21まで並びに23の地区	(1) 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 (2) 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
別表の地区欄 上欄以外の地区	(1) 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。 (2) 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

(3) 次表の左欄の地区においては、それぞれ右欄に掲げる操業に係る条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 1から11まで及び 13から20までの地区	(1) たちうおを目的として操業してはならない。 (2) たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
別表の地区欄 12の地区	(1) 大阪湾においては、たちうおを目的として操業してはならない。 (2) たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
別表の地区欄 21及び22の地区	(1) 播磨灘においては、たちうおを目的として操業してはならない。 (2) たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
別表の地区欄 上欄以外の地区	たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

【手繰第2種漁業に付する条件】

(4) 手繰第2種漁業については、次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 1 から 2 及び14から 18までの地区	(1) 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。 (2) 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。 (3) 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。 (4) 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
別表の地区欄 3の地区	(1) 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。 (2) 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。 (3) 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。 (4) 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。 (5) 手繰第2種漁業（こぎ網漁業及びちんこぎ網漁業）は、神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域においては、操業してはならない。ただし、協定等による同意がある場合は、この限りではない。
別表の地区欄 上欄以外の地区	(1) 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。 (2) 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。 (3) 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。 (4) 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

(5) 手繰第2種漁業ちんこぎ網漁業については前号に掲げるもののほか、次表の左欄の地区においてそれぞれ右欄に掲げる条件を付する。

地区	条件
別表の地区欄 1 から 2 及び13から16 まで並びに18から20ま での地区	(1) ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。 (2) 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
別表の地区欄 3 から 6 まで及び17の 地区 ただし、右欄の(2)4) については、3の地区 に付する。	(1) ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。 (2) 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業に係る制限。 1) 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。 2) たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。 3) 淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。 4) 神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。
別表の地区欄 7 から11までの地区	(1) ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。 (2) 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
別表の地区欄 12の地区	(1) ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。 (2) 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
別表の地区欄 21及び22の地区	(1) ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。 (2) 播磨灘においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
別表の地区欄 上欄以外の地区	ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。

【手繰第3種及びその他の小型機船底びき網漁業に付する条件】

(6) 手繰第3種漁業及び板びき網漁業については、次表の左欄の地区において、それぞれ右欄に掲げる操業時間に係る条件を付する。

地区	条件										
別表の地区欄 1 から 2 及び13から16 までの地区	板びき網漁業は、午後 3 時30分から翌日午前 3 時30分に至る間は、操業してはならない。										
別表の地区欄 6、7及び17の地区	手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>期間</td> <td>3月から4月まで</td> <td>5月から8月まで</td> <td>9月から10月まで</td> <td>11月から翌年2月まで</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前4時から 午後8時まで</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前6時から 午後6時まで</td> </tr> </table>	期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで	時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで
期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで							
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで							
別表の地区欄 8 から11まで及び18か ら20までの地区	手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>期間</td> <td>3月から4月まで</td> <td>5月から8月まで</td> <td>9月から10月まで</td> <td>11月から翌年2月まで</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前4時から 午後8時まで</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前6時から 午後6時まで</td> </tr> </table>	期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで	時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで
期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで							
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで							
別表の地区欄 12の地区	紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後 5 時から翌日午前 3 時30分に至る間は、操業してはならない。 大阪湾における板びき網漁業は、午後 3 時30分から翌日午前 3 時30分に至る間は、操業してはならない。										
別表の地区欄 21及び22の地区	播磨灘における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次の表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>期間</td> <td>3月から4月まで</td> <td>5月から8月まで</td> <td>9月から10月まで</td> <td>11月から翌年2月まで</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前4時から 午後8時まで</td> <td>午前5時から 午後7時まで</td> <td>午前6時から 午後6時まで</td> </tr> </table> 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後 5 時から翌日午前 3 時30分に至る間は、操業してはならない。	期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで	時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで
期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで							
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで							
別表の地区欄 23の地区	手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後 5 時から翌日午前 3 時30分に至る間は、操業してはならない。										

(7) 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

(8) そろばんこぎ網漁業のそろばん綱（そろばん玉を付けた沈子綱）は1本とし、そろばん綱以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。

(9) そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

(10) 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第6 別表の地区欄1の地区を除き、当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、次のア、イのいずれかに該当する者。
 - ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 別表の地区欄1の地区の当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶の船名及び推進機関を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 前号以外の者。

(代船許可の禁止)

第7 別表の地区欄1の地区については、漁業調整規則第14条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、代船についての許可又は起業の認可は行わないものとする。

(許可の有効期間)

第8 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第9 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、第2の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

- (1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第10 当該方針内の旧漁船法馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省省令第95号）に基づいて算出した漁業調整用馬力数をいう。

2 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

(付則)

- 1 この方針は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 「そろばんこぎ網漁業の取扱い(昭和40年内規)」「兵庫県瀬戸内海海区における小型機船底びき網漁業許可方針(昭和41年4月1日施行)」「手繰第3種まんが漁業許可方針(昭和44年4月1日施行)」「紀伊水道における板びき網漁業並びにまんが漁業許可方針(昭和46年1月6日施行)」及び「播磨灘海域における板びき網漁業許可方針(昭和46年1月6日施行)」は廃止する。
 - 3 昭和53年 8月14日 一部改正
 - 4 昭和55年 2月13日 一部改正
 - 5 昭和56年 8月24日 一部改正
 - 6 昭和58年 3月 1日 一部改正
 - 7 昭和61年 1月31日 一部改正
 - 8 昭和62年 6月 6日 一部改正
 - 9 平成 4年 2月12日 基点一部改正
 - 10 平成 6年10月20日 一部改正
 - 11 平成 7年 3月 2日 一部改正
 - 12 平成 9年11月21日 一部改正
 - 13 平成10年 2月27日 一部改正
 - 14 平成11年 7月 1日 一部改正
 - 15 平成13年 2月 2日 一部改正
 - 16 平成14年11月25日 一部改正
 - 17 平成18年 2月23日 一部改正
 - 18 平成19年 2月 2日 一部改正
 - 19 平成30年12月25日 一部改正
- 20 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。
- 21 令和6年12月6日 一部改正

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
1	神戸市 東部	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋漁港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。	2月 5日から 7月15日まで
			北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。	同上
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	大阪湾における禁止解除区域のうち手繰第2種漁業こぎ網漁業と同じ区域。	1月 1日から 12月31日まで	
2	神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	大阪湾における禁止解除区域のうち手繰第2種漁業こぎ網漁業と同じ区域。	1月 1日から 12月31日まで
3	明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業上欄と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
			明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。	3月 1日から 7月15日まで

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
4	林崎	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業上欄と同じ区域。 地区3の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業下欄と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで 3月 1日から 7月15日まで
5	江井島	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	明石市古波止と淡路市江崎灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
6	二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	明石市古波止と淡路市富島漁港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年5月31日まで
7	高砂	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	東播磨港旧二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）より播磨灘北航路第10号灯浮標を見通した線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	同上
		手繰第3種漁業 えびけた網漁業	明石市二見町から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月15日から 翌年4月30日まで
		手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	4月 1日から 11月20日まで
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同10号灯浮標から姫路市松島南端を見通した線及び同市網干西灯台と同市鞍掛島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年5月31日まで

別 表

地区		漁業種類	操業区域	漁業時期
8	伊保 荒井	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	播磨町、加古川市界から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	東播磨港別府西防波堤灯台225度の線から姫路市、たつの市界より姫路市男鹿島西端を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	同上
		手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	地区7の手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業と同じ区域。	4月 1日から 11月20日まで
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	地区7の手繰第3種漁業石こぎ網漁業と同じ区域。	10月20日から 翌年5月31日まで
		手繰第3種漁業 まんが漁業	播磨灘における禁止解除区域のうち姫路市広畑東防波堤灯台より同市鞍掛島灯台を見通す線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
9	姫路市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	4月 1日から 10月20日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第3種漁業 貝けた網漁業	同上	12月 1日から 翌年3月31日まで
		手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	地区7の手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業と同じ区域。	4月 1日から 11月20日まで
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	地区7の手繰第3種漁業石こぎ網漁業と同じ区域。	10月20日から 翌年5月31日まで
		手繰第3種漁業 まんが漁業	東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで

別 表

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
10 家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月 1日から 10月20日まで
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	地区7の手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業と同じ区域。	4月 1日から 11月20日まで
	手繰第3種漁業 まんが漁業	播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
11 西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月 1日から 10月20日まで
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	地区7の手繰第3種漁業そろばんこぎ網漁業と同じ区域。	4月 1日から 11月20日まで
	手繰第3種漁業 まんが漁業	姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
12 由良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 3月31日まで
		洲本市生石鼻から南あわじ市諭鶴羽山頂上より同市黒岩川(通称、吉野川) 尻を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第3種漁業 まんが漁業	手繰第3種漁業石こぎ網漁業下欄と同じ区域。	12月 1日から 3月31日まで
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	手繰第2種漁業こぎ網漁業と同じ区域。	1月 1日から 12月31日まで

別 表

	地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
13	洲本炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	同上
14	釜口	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	洲本市成ヶ島北端から淡路市楠本までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	手繰第2種漁業こぎ網漁業と同じ区域。	1月 1日から 12月31日まで
15	仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
16	岩屋	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区1の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで

別 表

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	
17	北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区3の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業下欄と同じ区域。	3月 1日から 7月15日まで	
		淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。	2月 5日から 7月15日まで 11月25日から 12月 4日まで	
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年5月31日まで	
	手繰第3種漁業 まんが漁業	淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで	
18	一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	地区17の手繰第2種漁業いかなごぱっち網漁業下欄と同じ区域。	2月 5日から 7月15日まで
				11月25日から 12月 4日まで
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、4月 1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、及び共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年5月31日まで
		手繰第3種漁業 まんが漁業	淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年4月30日まで
その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで		
		禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで		

別 表

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	
19	五色町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	地区18の手繰第2種漁業こぎ網漁業と同じ区域。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	地区18の手繰第3種漁業石こぎ網漁業と同じ区域。	10月20日から 翌年5月31日まで
		手繰第3種漁業 まんが漁業	地区18の手繰第3種漁業まんが漁業と同じ区域。	10月20日から 翌年4月30日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
20	湊	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	洲本市才埼から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第3種漁業 まんが漁業	同上	10月20日から 翌年4月30日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
21	南あわじ	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	洲本市才埼から南あわじ市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
		手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
		手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	同上	10月20日から 翌年3月31日まで
		手繰第3種漁業 まんが漁業	地区20の手繰第3種漁業まんが漁業と同じ区域。	10月20日から 翌年4月30日まで
		その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	地区20のその他の小型機船底びき網漁業板びき網漁業と同じ区域。	禁止解除北区域※1 4月 1日から 12月31日まで 禁止解除南区域※2 6月 1日から 12月31日まで
		紀伊水道における禁止解除区域のうち南あわじ市沼島以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで	

別 表

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期
22 福良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	南あわじ市雁来岬から同市沼島までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	南あわじ市雁来岬から同市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	10月20日から 翌年3月31日まで
		南あわじ市沼島以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	南あわじ市釣島鼻から潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	同上
23 南淡 沼島	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	1月 1日から 12月31日まで
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	同上	同上
	手繰第3種漁業 まんが漁業	同上	12月 1日から 3月31日まで
	その他の小型機船 底びき網漁業 板びき網漁業	同上	1月 1日から 12月31日まで

※1 禁止解除北区域

播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線）以北の区域

※2 禁止解除南区域

播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線）以南の区域